

第2章 法務教官の確保と研修

第1節 少年院の制度と組織

(1) 少年院の設置目的と沿革

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し健全な育成を図ることを目的として矯正教育を授ける国立（法務省所管）の施設である。少年院は大正12年に矯正院として発足したが、昭和24年に新しい少年保護の理念に基づき少年法が改正されたことに伴ってその名称が少年院に改められ、現在に至っている。

少年院の沿革

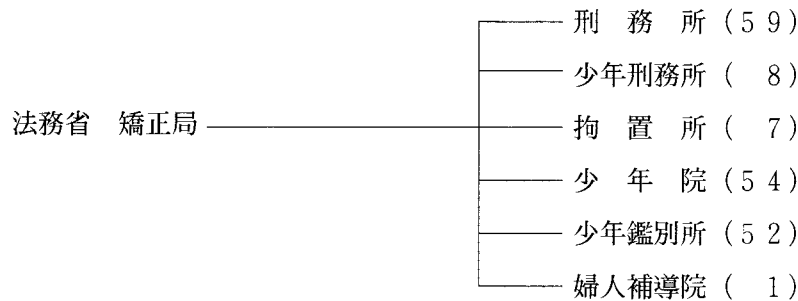
大正12年 矯正院法の施行により、多摩少年院と浪速少年院設置

昭和24年 少年院法の施行により、現在の少年院発足

昭和52年 短期処遇と長期処遇が設けられるなど各種の改善策実施

平成3年 より効果的な矯正教育を行うことを目的として、短期処遇の改善方策実施

なお、少年院は法務省矯正局の管轄で、この局の矯正施設は2-1図のようになっており、少年院は平成6年度では全国に54か所設置されている。



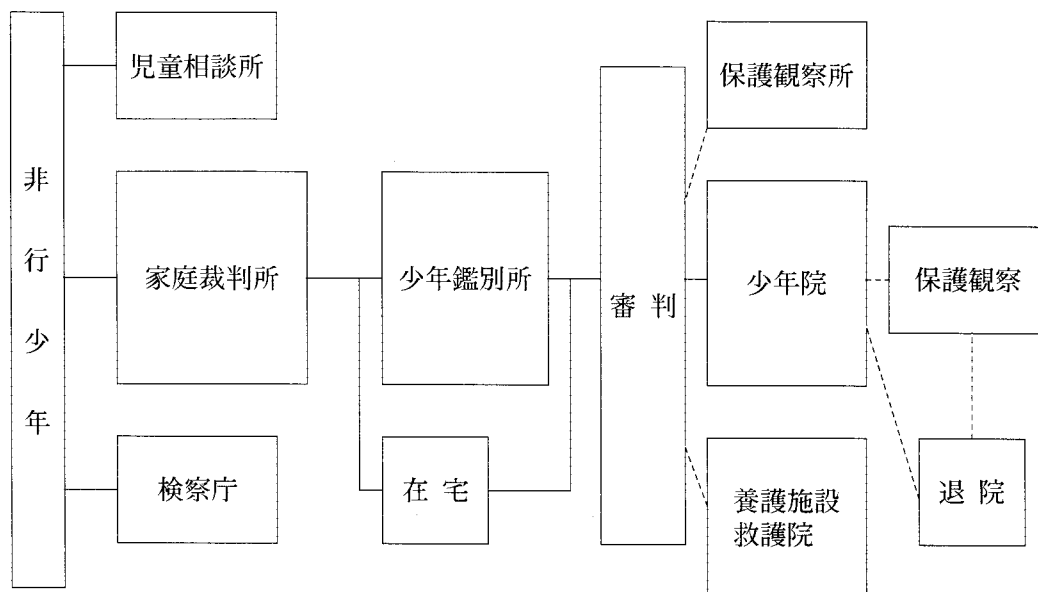
2-1 図 矯正施設の設置数

(2) 少年院送致保護処分までの流れ

まず、「非行少年」とは、少年法（昭23法168）第3条に規定されている少年、すなわち、

- ① 14歳以上20歳未満で罪を犯した少年（犯罪少年）
- ② 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年（触法少年）
- ③ 20歳未満で、一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年（ぐ犯少年）

をいう。不良行為少年をも含め、これらの非行少年の健全な育成を目指し、警察、検察庁、家庭裁判所等の多くの機関が、それぞれの段階に応じた処理、処遇を行っている。保護処分の流れは2-2図に示すとおりである。



2-2 図 非行少年保護処分の流れ

保護処分の流れ

①警察 警察は、非行少年を発見した場合は、必要な捜査及び調査を行い、検察官、家庭裁判所、児童相談所等の関係機関へ送致し、又は通告する。

②検察庁 検察官は、警察から送致された少年の犯罪及び自ら発見した少年の犯罪について捜査を行った結果、犯罪の嫌疑があると認めたとき、事件を家庭裁判所に送致する。

また、家庭裁判所から、刑事処分相当として送致された少年については、検察官は、刑事裁判所に公訴を提起する。

③家庭裁判所 家庭裁判所は、非行少年に対する調査・審判を行い、その少年にとって最も適切な処遇を決定する。家庭裁判所調査官が行った調査結果や、少年鑑別所の行った鑑別結果等を総合的に考慮して、適当と認める保護処分（少年院送致、保護観察、救護院又は養護施設送致）に付する。

④少年鑑別所 少年鑑別所は、家庭裁判所の観護措置の決定により送致された少年を収容するとともに、家庭裁判所が行う少年に対する調査及び審判並びに保護処分の執行に資するため、専門的知識に基づいて少年の資質の鑑別を行う。

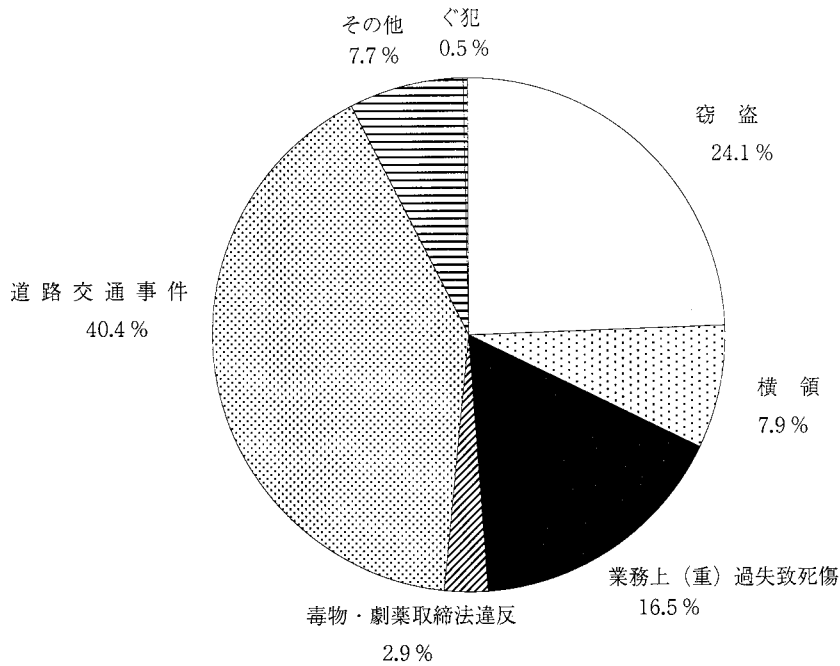
(3) 少年保護事件の現況

平成5年における少年保護事件の全国の家裁判所での新規受理人員（2-3 図）は、355,786人で、その非行別の内訳は、窃盗が85,636人（24.1%）、横領が28,073人（7.9%）、業務上（重）過失致死傷が58,652人（16.5%）、道路交通事件が143,793人（40.4%）、毒物及び劇物取締法違反が10,367人（2.9%）、ぐ犯が1,731人（0.5%）等となっている

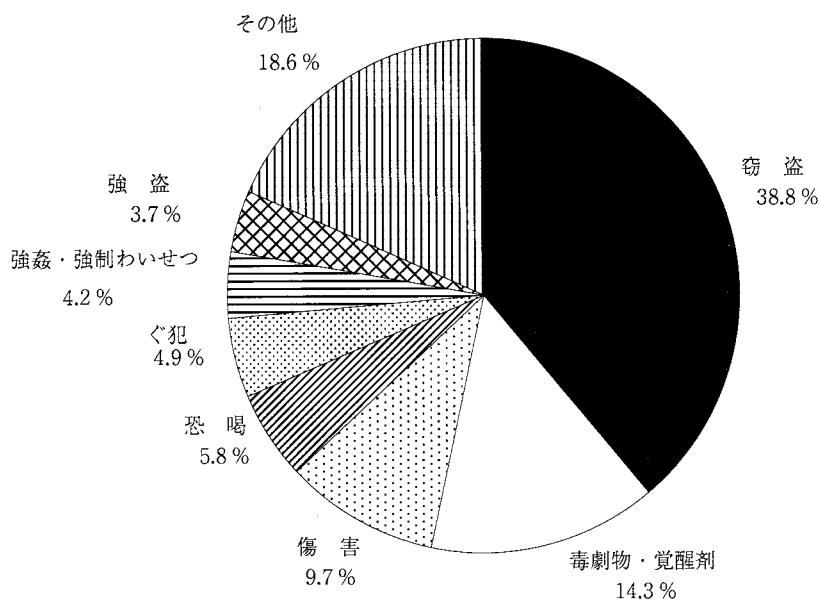
少年保護事件は、昭和50年以降増加傾向を示していたが、58年をピークとして、59年から減少傾向となり、平成5年は前年と比較して11.0%減少している。

審判の処理の状況は、平成5年における少年保護事件の既済人員は363,530人で、保護処分が65,073人(17.9%)、検察官送致が26,630人(7.3%)、不処分が27.8%、審判不開始が35.7%等となっている。保護処分の割合はほぼ前年同様であるが、近年上昇傾向にある。また、保護処分の態様でみると、保護観察が60,511人(16.6%)、少年院送致が4,274人(1.2%)、教護院送致288人(0.08%)となっている。

平成4年(1~12月)における少年院新収容者数4,356人である(2-4図)。このうち割合が高い非行は、窃盗(38.8%)、毒劇物・覚せい剤(14.3%)、傷害(9.7%)、恐喝(5.8%)等となっている。



2-3図 家庭裁判所少年保護事件新規受理



2-4図 少年院新収容者数(平成4年)

(4) 少年院の種類と処遇課程

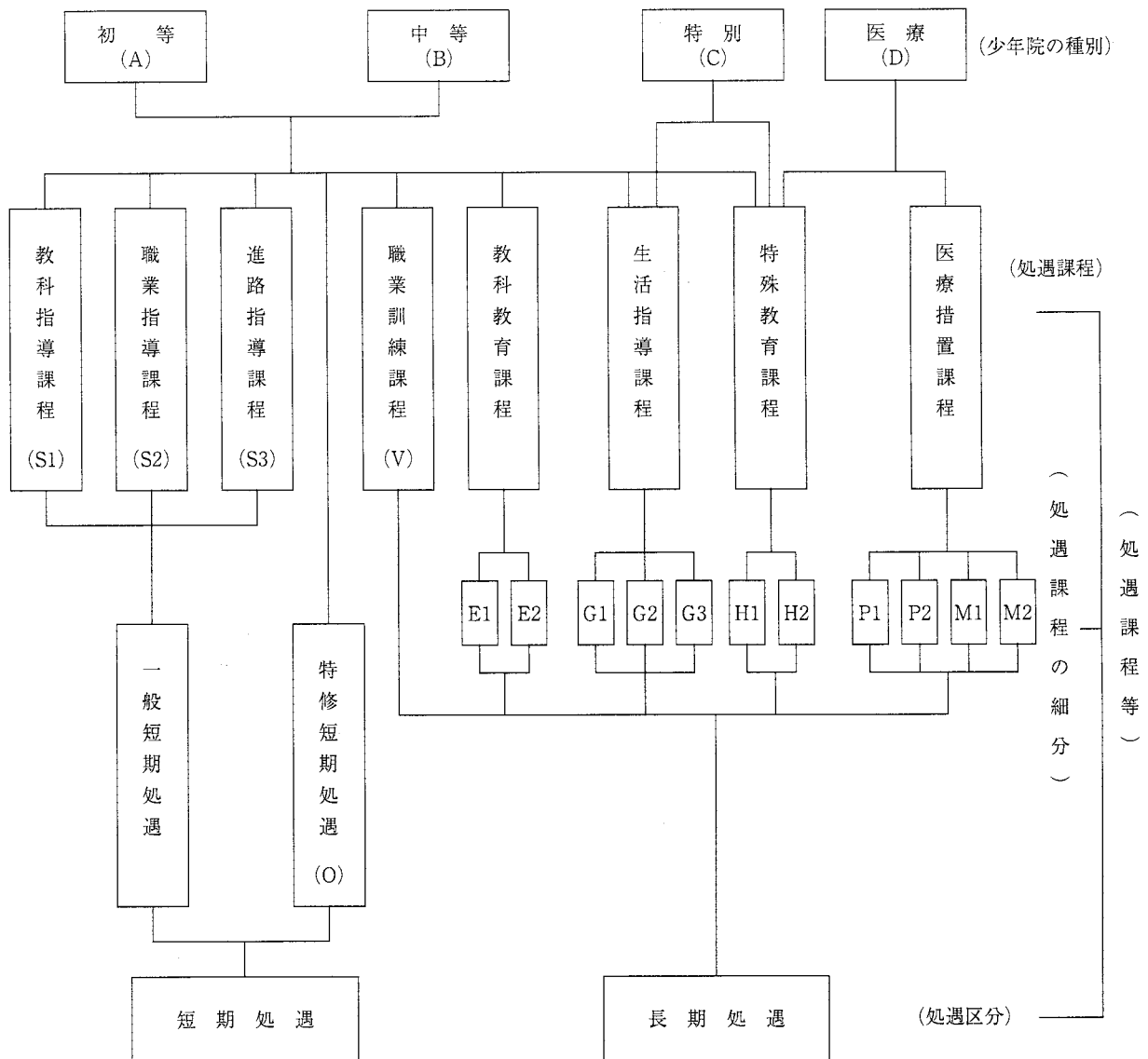
少年院は、少年の年齢や心身の状況により、初等、中等、特別及び医療の四つの種類に分けて設置されている。

どの種類の少年院に送致するかは、家庭裁判所において決定される。さらにこの決定後、少年鑑別所長が各少年院で実施されている基本的処遇計画を考慮し、収容すべき少年院を指定する。

処遇の区分については、少年の非行の進み具合に応じて、一般短期処遇（収容期間6か月以内）、特修短期処遇（収容期間4か月以内）、長期処遇（収容期間2年以内）がある。

また、一般短期処遇と長期処遇には、少年の問題性、教育の必要性に応じた処遇課程（教科教育課程、生活指導課程、職業訓練課程）がある。これらについては2-5図及び2-1表に示されている。

従って、全国54か所にある少年院は、少年院の種別、またどのような処遇課程を実施しているか様々であり、各々特色がある。



2-5図 少年院分類処遇制度図

2-1表 処遇課程等別収容対象者の概要

一般短期処遇	早期改善の可能性が大きく、短期間の継続的、集中的な指導と訓練により、その矯正と社会復帰を期待できる者
教科教育課程：	義務教育課程の履修を必要とする者、高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲が認められる者及び補習教育を必要とする者（S1）
職業指導課程：	職業上の進路に応じた意識、知識、技能等を高めるため職業指導を必要とする者（S2）
進路指導課程：	明確な生活設計を立てさせるための進路指導を必要とする者（S3）
特修短期処遇	非行の傾向は一般短期処遇の対象者より進んでおらず、かつ早期改善の可能性が大きく、短期間の継続的、集中的な指導と訓練により、その矯正と社会復帰を期待することができる者で、開放処遇に適するもの（O）
長期処遇	短期処遇になじまない者
生活指導課程：	社会性付与のため基本的な生活指導を必要とする者及び改善の目標や手段を早期に確立し難い者 <ul style="list-style-type: none"> ・性格の偏りが著しいため、特に個別的、治療的な指導を必要とする者（G1） ・限界知（IQおおむね70台）、幼稚な行動様式等人格の未熟さがあり、統制のきかない行動傾向が目立つ者（G2） ・上記G1及びG2以外の者（G3）
職業訓練課程：	職業能力開発促進法等に定める職業訓練の履修を必要とする者（V）
教科教育課程：	義務教育又は高等学校教育を必要とする者 <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育課程の履修を必要とする者（E1） ・高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲が認められる者（E2）
特殊教育課程：	特殊教育を必要とする者 <ul style="list-style-type: none"> ・精神薄弱者（IQおおむね69以下の者）であって専門的医学措置を必要とする心身に著しい故障のない者及び精神薄弱者に対する処遇に準じた処遇を必要とする者（H1） ・情緒的未成熟等により非社会的な形の社会的不適応が著しいため専門的な治療教育を必要とする者（H2）
医療措置課程：	心身に著しい故障があり、主として医療措置を必要とする者 <ul style="list-style-type: none"> ・身体疾患者（P1） ・盲、ろう、あ、肢体不自由等身体障害のある者（P2） ・精神病患者、及び精神病の疑いのある者（M1） ・精神病患者及び精神病の疑いのある者（M2）

(5) 少年院での教育内容

少年院では、少年鑑別所より送付された処遇指針を参考にして、個々の少年について個別的処遇計画（教育内容）をたてる。つまり、少年院の教育は、ひとりひとりの少年の特性や教育上の必要性に応じて作られた個別的処遇計画を基に、その少年に最もふさわしい内容、方法になるよう配慮されて実施される。

入院から退院まで、新入時教育、中間期教育、出院準備教育の三期に分けられて教育がおこなわれる。

教育内容は、生活指導、職業補導、教科教育、保健・体育および特別活動の5領域で、入院から退院までのある少年院での教育の流れは次のとおりである。

I) 新入時教育

・自分の問題を発見し、問題解決の構えをつくる。

- ①オリエンテーション（講義・面接）
- ②行動訓練、保健体育
- ③日記・課題作文
- ④国語・数学の補習教育
- ⑤保護者会

II) 中間期教育

・自分及び仲間の問題解決に努め、職業人としての必要な態度・知識・技能を身につけて出院後の生活設計を立てる。

①生活指導

面接、討議集会、1級下進級時内省、非行態様特別講座（薬物・家族・不良交友・交通）、内観、ロールレタリング、課題作文、進路講座、個別担任との交換日記

②職業補導

実科（情報処理・木材加工・金属加工・ワープロ印刷）、取得可能な資格（情報処理Ⅱ種・簿記・ワープロ・危険物・ガス溶接・アーク溶接等）

③教科教育

国語・数学の補習教育

④保健体育

バレーボール、陸上、水泳等

⑤特別活動

クラブ活動（剣道・バレーボール・美術・書道等）、役割活動

⑥保護調整（保護者会・保護者との面接）

III) 出院準備教育

・出院後の生活設計と目標の達成度を点検する。

- ①社会適応訓練講座（ロールプレイング・討議集会・講義）
- ②生産実習（農耕・園芸・整備・クリーニング）
- ③特別活動（院外訓練・奉仕活動）
- ④保護調整（保護者会・保護者との面接）

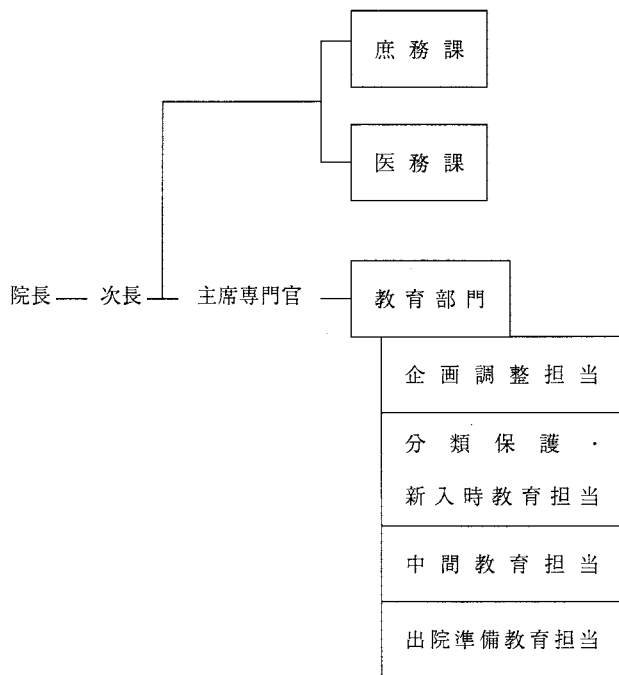
(6) 少年院教官の業務

法務教官とは、少年院及び少年鑑別所において少年たちの矯正教育に携わる人たちをいうが、ここでは少年院に勤務する法務教官の業務について述べる。

今回、関東地区に設置されているある初等・中等少年院を訪問することができたが、その少年院の組織は2-6図のようになっている。収容している少年は117名、職員数は69名である。このうち教育部門には49名の教官がいるが、少年院の生活は24時間体制(2-2表)となるため交代制勤務が必要となり、常時には30-32名が勤務する体制をとっている。ここには職業補導を中心とした科が7科あり、各科4名で28名が実科を担当している。通常、訓練は25名前後を一グループとして訓練がおこなわれており、それを保安配置を含め2名の教官が指導にあたっている。

なお、この少年院では次のような点に配慮して教育がおこなわれていた。

- ・少年院での生活の秩序を保もつことを重視すること
 - ・少年たちのほとんどは、それまで無職であったり、就職しても長続きしなかった者が多いという。再犯防止のために職業訓練を重視し、職業的自立を旨としていること
 - ・少年たちは随時入院してくるので、実習には10単元程度の課題と課題ごとにマニュアルを用意し、一人でも練習ができるようにすること
 - ・少年一人一人に個別担任がつき、少年の特性や問題に応じた個人的プログラムが作成され、それによって出院するまで教育を実施すること。そのため、カリキュラムには院外訓練も計画されていること
 - ・生活指導が中心となること。昼間の教育活動と同様、集団生活、寮生活が重視されていること
 - ・毎月、何らかの行事(バレーボール大会、観桜会……)が実施されていること
 - ・資格取得の為に講座は対象者を集合教育で実施すること
- 等である。



2-6図 少年院の組織

2-2表 少年院の1日の生活

6:30	起床
7:30	洗面・身辺整理・朝食 役割活動・コーラス
8:30	朝礼(朝の歌・体操)
9:00	教育活動
12:00	昼食
13:00	教育活動
17:00	夕食
18:00	集会・教養講話・テーマ学習
19:00	学習・日記記入
20:00	テレビ視聴・面接
21:00	ホームルーム
21:15	消灯

第2節 法務教官の確保

ある特定の能力をもった人材を確保しようとする場合、その方法は一般に、(1) 期間を定め、特定の機関で養成する方法、(2) ある特定の資質を有していることをもって必要とされる資質を有していると認定する方法、(3) 特定の資質を有していることを試験によって確認する方法、とがある。必要とされる人材はこのうちのいずれかの方法によって確保されることになるが、場合によっては二つの方法が組合わされたり、あるいは三つの方法が組合わされる場合もある。この稿の主題である「法務教官」の確保は試験によって特定の資質を有しているか否かを判定する方法、すなわち採用試験による。

すでに「少年院の制度と組織」で述べてきたように、法務教官は少年院に収容された少年や少年鑑別所に送致された少年の円滑な社会復帰を図るための矯正教育に従事することを本務としており、その業務の性格上、試験は「国家公務員法」の規定に基づく「法務教官採用試験」として行われている。

法務教官の採用をさかのぼってみると、昭和63年度までは「国家公務員Ⅱ種採用試験」として行われていた。しかし、少年院で行う教育には生活指導、職業補導、教科教育、保険・体育、特別活動の5領域があり、広範多岐にわたるうえ、その専門性が深く要求されるという事情もあって、法務教官の適性、専門性を配慮することを目的に平成元年度からは「法務教官採用試験」として独立して実施されている。旧試験制度に比べて、教育的要素が尊重され、その結果、採用を希望する大卒者のプライドを高揚させ、“人間に接したい”、“非行少年に働きかけたい”と希望する者が多くなったといわれている。また、法務教官には、一般の国家公務員に適用される行政職俸給表(一)に比べて12%程度有利な公安職俸給表(二)が適用されており、こうしたことが法務教官全体の資質の向上に寄与することになっているようである。

第3節 法務教官採用試験

それでは、法務教官に採用されるための試験の制度とはどのようなものであるのか、その実態について触れてみる。

まず試験は原則として年一回、大学卒業程度の内容をもって実施される。

受験資格は平成6年度の試験の場合、

- (1) 昭和40年4月2日～昭和48年4月1日生まれの者
- (2) 昭和48年4月2日以降生まれの者で次に掲げる学校等を卒業した者及び平成7年3月までに卒業する見込みの者。

イ. 短期大学又は高等専門学校

ロ. 職業能力開発短期大学校又は専修学校専門課程(人事院が定める要件に該当するものに限る)

であり、採用予定者は男子120名、女子20名と性別に採用予定者の枠が定められている。これは女子については医療少年院を除き、男子と別に施設を設けることとされていることによる。平成6年度では、女子専門の施設が全国に9施設ある。

ちなみに、平成5年度の採用試験の実施結果は、男子法務教官の場合、申込者1,303名に対して合格者250名で倍率5.2倍、女子法務教官の場合、申込者927名に対して合格者50名で倍率18.5倍という結果であった。

試験の種目は、第一次、第二次試験とに分けて行われ、第一次試験は専門試験（多枝選択式）、教養試験（多枝選択式）、専門試験（記述式）について行われ、第二次試験は第一次試験合格者に対して、人物試験、身体検査、身体測定が行われる。

このうち、第一次試験で行われる専門試験（多枝選択式）の内容は、教育学に関するもの15題、心理学11題、社会学9題、青少年問題5題で構成され、大学で教育学、心理学、社会学を専攻した者に有利な内容となっている。後にも再度触れることとするが、法務教官採用試験の合格者は人文・社会科学系の卒業者が多くなり、工学に関する各分野を専攻した者、技能をもった人材の採用がむつかしくなるという結果を招いているのである。

少年院の教育で、職業補導（職業訓練）の果たす役割は大きい。それは、無職であることが非行の要因になっているという考えに基づいており、そのため現行54庁の少年院のうち22庁で職業的自立を促す溶接、土木建設、木材加工、金属加工等の職業能力開発が行われ、勤労の習慣と社会生活に必要な職業知識及び技能の習得をさせている。また、農園芸を広い意味で職業能力開発として捉えれば職業能力開発は53庁で行われているのである。

このように、職業能力開発は少年院教育の主要な柱となっているのであるが、現行の試験制度による法務教官の採用では教科教育を担当する者の採用はできても職業能力開発を担当する者の採用には必ずしも十分であるとはいえない状況にある。それゆえに採用後の研修が大きな意味をもつことになるのである。そこで次に、法務教官として採用された者に対する研修制度について述べることにする。

第4節 研修制度

（1）矯正研修所

法務教官採用試験合格者は、採用1年目に「矯正研修所」（実際は矯正研修所支所）において初等科（新採用職員）研修を受けることにはじまり、段階的に研修を受ける。その目的は、「矯正研修規則」によれば、「職務と責任の遂行に必要な学術及び技能を習得させるとともに、その精神及び身体を錬磨して人格識見を養成し、もって勤務能率の増進を図ることにある」とされており、「矯正研修所」は法務教官をはじめ矯正職員の資質の向上を図るための施設として位置づけられているのである。ここでは、中等科、高等科研修をはじめ、専攻科、研究科等のコースも設けられており、系統的な研修が行われている。そこでいま少し、「矯正研修所」の組織と役割りについてみてみることにする。

まず、「矯正研修所」の歴史について概観すればその沿革は次のような経緯をたどって今日にいたっている。すなわち、

明治23年	1月	内務省所管	監獄官練習所設立
明治32年	4月		警察監獄学校

明治42年	4月	監獄協会立	監獄官練習所
大正11年	11月	刑務協会立	刑務官練習所と改称
昭和18年	12月		地方刑務官練習所開設
昭和22年	5月	司法省所管	刑務官練習所
昭和27年	8月	法務省所管	中央矯正研修所・地方矯正研修所と改称
昭和41年	3月		現在地に新築移転（東京都府中市）
昭和44年	7月		矯正研修所と改称，地方矯正研修所を統合し，8支所を置く

～ 「法務省矯正研修所」パンフレットより ～

で、現行の研修体制（2-7図）は昭和44年に組織化されている。昭和44年に設置された8支所は、東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松の各都市に設置されている。

それでは、「矯正研修所」と「矯正研修所支所」の役割分担はどのようになっているのか、これを2-8図に基づいて研修課程及び対象等についてみてみよう。この図によれば、初級研修は支所において行うことが規則で定められて、前掲8支所が管区内の矯正職員の研修にあたり、上級研修は「矯正研修所」が行うこととされている。（「矯正研修規則」第3条）

各研修課程の内容と対象者は次のとおりである。

・初級研修 初等課程

新たに矯正施設における公安職俸給表（一）又は同俸給表（二）の適用を受ける法務事務官又は法務教官の職に任用されたものに対し、矯正職員として必要な学術、実務及び術科を修得させるための基礎的教育訓練である（「矯正研修所」における研修は、法務教官ばかりでなく、刑務所、少年刑務所、拘置所等の矯正施設における法務事務官、法務技官等の矯正職員全体を対象として研修体系が構成されており、「国家公務員I種採用試験」合格者を除き、新規に採用された職員は全員、初等科研修を受けることとされている）。

・初級研修 中等課程

矯正職員に対し、初級幹部職員となるのに必要な学術及び実務を修得させるとともに、部下を指導監督するに足りる能力を養成するための教育訓練である。

中等科第2部（法務教官）の研修を受けることのできる者は、中等科第2部入所試験に合格した者及び法務教官採用試験に合格したこと又は新たに公安職俸給表（二）の適用を受ける法務教官又は法務技官の職に任用された者である。

なお入所試験を受けることができる者は、年齢が45才に満たない者で、法務事務官、法務教官又は法務技官の職を通じて2年以上勤務した者であることとされている。

・初級研修 専門課程

矯正職員に対し、その担当する職務の職種と職階に応じて、特定の分野に関する矯正実務の習熟及び知識技能の向上を図るために必要な教育訓練である。

・上級研修 高等課程

矯正職員に対し、上級幹部職員となるのに必要な学術及び実務を修得させるとともに、部下を指導監督するに足りる人格、識見及び能力を養成するための教育訓練である。

高等科第2部の研修を受けることができる者は、高等科第2部入所試験に合格した者並びに国家公務員I種試験に合格したことにより新たに公安職俸給表(二)の適用を受ける法務事務官、法務教官又は法務技官の職に任用された者及び矯正施設における医療職俸給表(一)の適用を受ける法務技官の職にある者である。

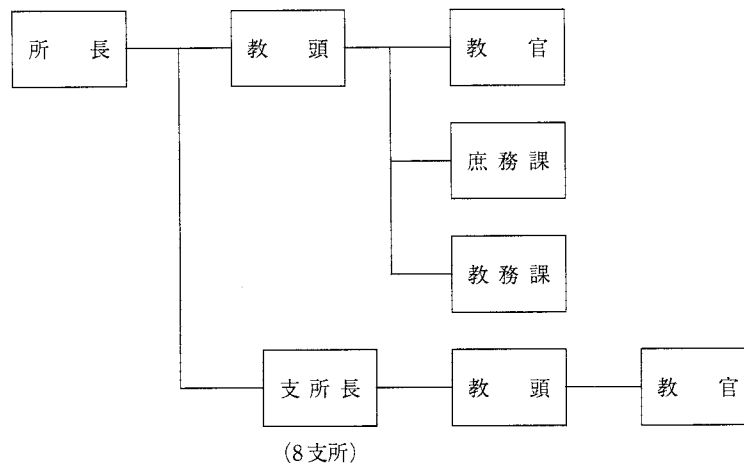
なお、前掲入所試験を受けることができる者は、年齢が45才に満たない者で、法務事務官、法務教官又は法務技官の職を通じて3年以上勤務した者であることとされている。

・上級研修 専門課程

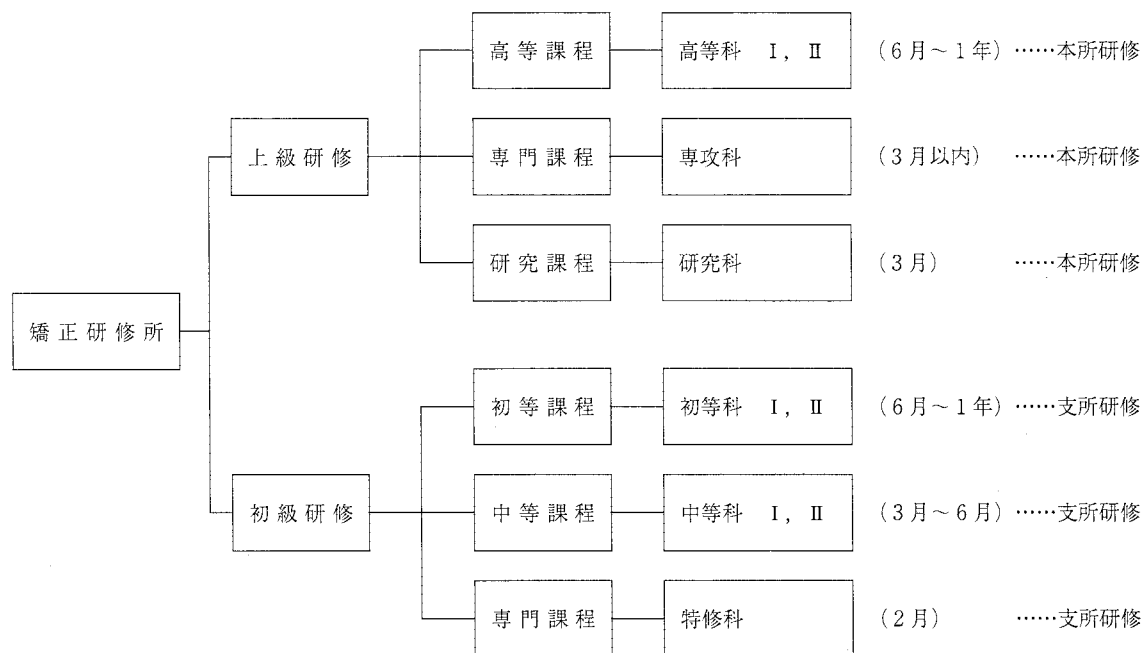
矯正職員に対し、その担当する職務の職種と職階に応じて、特定の分野に関する矯正実務の熟練及び高度な最新の知識の向上を図るために必要な専門的教育訓練である。

・上級研修 研究課程

矯正に関する学理及び制度並びにその運用の調査研究を行う。



2-7 図 矯正研修所組織



2-8 図 研修課程及び期間

初等科、中等科、高等科は、それぞれ次の2種類に分けられる。

第1部—主として拘留所・刑務所・少年刑務所に勤務する職員を対象としている。

第2部—主として少年院・少年鑑別所・婦人補導院に勤務する職員を対象としている。

以上は制度化された法務教官の研修の課程と内容を示したものであるが、研修の目的は初級研修・初等課程は新任者研修の目的をもって全員が対象となるが、中等課程は初級幹部養成のための、そして上級研修・高等課程は上級幹部養成のための課程として位置づけられており、法務教官として少年院の教育の現場で必要とされる専門性を高めることを目的とした研修とは性格を異にしている。このことは研修カリキュラムの編成によく示されている。

(2) 研修カリキュラム

「矯正研修規則」によれば初級研修・初等課程は期間1ヶ年の研修とされているが、同規則では期間短縮ができるとされており、実際には初等課程は7カ月の研修期間を擁して実施されている。2-3表は平成6年度の初級研修・初等課程のカリキュラムである。これによれば全体で7カ月の研修期間のうち矯正研修所支所で行う集合研修は70日間、時間に換算すれば384時間であることがわかる。そしてこの集合研修を除いた時間が所属施設で先任法務教官の指導により、少年院のカリキュラムに即した教育に従事しつつ研修を受けることになるのである。ところで集合研修の内訳は、一般科目が50時間(H)、専門科目174H、研究20H、実技及び訓練88H、その他科目52Hである。より具体的にいえば、一般科目は「憲法」(14H)、「法学概論」(12H)、「国家公務員法」(10H)、「矯正総論」(8H)等の、公的業務に従事する者に必要な基本的法的背景を理解させることをねらいとした

内容で編成されており、専門科目は「少年院法」(46H)、「少年法」(32H)、「刑事法」(18H)等の、少年院の教育の現場に即した関係法規の理解と、「矯正実務」(46H)、「矯正心理学」(12H)、「矯正教育学」(10H)等の、入院者に接するために必要な心理、教育、社会学等を理解させることをねらいとした教科で編成されている。また実技及び訓練については、「野外活動訓練」(20H)、「集団行動訓練」(16H)、「体育」(12H)等の、入院者の健康と規律正しい団体生活が維持できることをねらいとした教科の他、「護身術」(24H)、「消防訓練」(6H)、「救急法」(4H)等の職場の安全と秩序維持をはかることをねらいとした教科で編成されている。

これに対して、初級研修・中等課程は前掲規則では6カ月の研修とされており、そのうち矯正研修所支所で行う集合研修は464H(2-4表)である。その内訳は一般科目が44H、専門科目224H、研究20H、実技及び訓練78H、その他科目74H、実務実習24Hである。初等課程に比べて一般科目、実技及び訓練の時間は減少するが、専門科目、その他科目が重視されるほか、新たに実務実習の時間が設けられている。このうち専門科目についてみれば、「処遇技法」(10H)、「文書演習」(10H)、「保護法規」(6H)、「少年矯正関連法」(4H)の、施設管理者として必要な科目があらたに編成されている。また入院者理解のため、「矯正心理学」、「矯正教育学」、「矯正社会学」の時間が強化されているほか、「行動科学特講」、「精神医学」、「事例研究」の科目が設置され、入院者理解の強化がはかられている。

2-3表 初級研修・初等課程

区分	科目名	時間数
一般科目	矯正総論	8
	憲法	14
	法学概論	12
	行政法	4
	国家公務員法	10
	職業倫理	2
	(小計)	50
専門科目	刑事法	18
	少年法	32
	少年院法	46
	売春防止法	両方で
	婦人補導院法	(2)
	行刑法規	4
	矯正心理学	12
	矯正教育学	10
	矯正社会学	6
	矯正実務	46
	(小計)	174
研究	研究	20
	(小計)	20
実技及び訓練	手錠使用法	6
	消防訓練	6
	救急法	4
	護身術	24
	集団行動訓練	16
	体育	12
	野外活動訓練	20
	(小計)	88
その他の科目	一般教養	6
	見学	16
	各種行事等	30
	(小計)	52
合計		384

2-4表 初級研修・中等課程

区分	科目名	時間数	
一般科目	矯正総論	8	
	行政法	18	
	職業倫理	2	
	人事管理	6	
	会計法規	10	
	(小計)	44	
	専門科目	少年法	30
少年院法		40	
売春防止法		両方で	
婦人補導院法		(2)	
保護法規		6	
行刑法規		4	
少年矯正関連法		4	
刑事政策		18	
矯正心理学		20	
矯正教育学		20	
矯正社会学		14	
行動科学特講1		6	
行動科学特講2			
精神医学		6	
文書演習		10	
事例研究		10	
処遇技法		10	
危機管理		4	
矯正実務		22	
(小計)		224	
研究		研究	20
		(小計)	20
実技及び訓練	手錠使用法	4	
	消防訓練	4	
	救急法	4	
	護身術	20	
	集団行動訓練	12	
	体育	14	
	野外活動訓練	20	
	(小計)	78	
その他の科目	一般教養	12	
	見学	24	
	JST標準課程	12	
	各種行事等	26	
	(小計)	74	
修実習務	実務修習	24	
	(小計)	24	
合計		464	

(3) 部外研修

少年院の教育は生活指導、職業補導、教科教育、保健・体育、特別活動の5領域に区別されるが、矯正研修所及び支所で行われる研修は行政研修としての幹部養成的性格が強く、少年院教育の上記5領域に関する専門性の向上に直接結びつくものとはいえない。しかし、上記5領域に関する専門性の向上、ことに職業補導に関する専門性の向上は、先にも述べたように安定した職業活動は非行を防止する上で重要な要因になるという前提があり、そのために自庁研修（所属する少年院において、少年たちの教育に従事しつつ、先任法務教官の指導を受ける）、メーカー講習への参加、民間団体の行うセミナーへの参加、能力開発施設の行うセミナー、あるいは職業能力開発大学の専門課程で行う研修は法務教官の資質の向上にとって大きな役割を果たすことになる。

こうしたセミナー、研修、講習の中で職業能力開発大学の専門課程は毎年計画的に法務教官を受入れて、生活指導、職業補導、教科教育等について必要な研修を行い、法務教官の資質の向上に努めてきている。それでは、職業能力開発大学で開設されている専門課程の訓練について説明を加えよう。

専門課程は、職業訓練指導員又は2級の技能検定に合格した者でその後3年以上の実務経験を有する者等に対し、必要な専門的知識・技能を習得させることにより、新たに又は追加して職業訓練指導員免許資格を取得させ、これにより職業訓練施設における多様かつ質の高い訓練の実施に必要な優秀な職業訓練指導員の確保を図ることを目的としている。法務教官の場合、2級の技能検定に合格した者でその後3年以上の実務経験を有する者に該当し、6カ月訓練として行われる。

2-5表は職業能力開発大学で開設されている専門課程訓練科の一覧を示しており、平成6年度は機械科、塑性加工科をはじめ16科が開設されている。2-6表は、平成元年度から平成6年度までの6年間に法務教官の職にある者が専門課程（平成3年度までは「短期課程」と呼称）に入学した実態を示している。これによれば、平成3年度までの3年間はいずれも5名前後の入学であるが、平成4年度は8名、5年度は12名、6年度は6名と、合わせて40名が入学している。訓練科別には、溶接科入学者が20名で全体の半分を占めているが、他にデザイン科5名、配管科4名、木工科3名、建築科2名、それに、塑性加工科、塗装科、自動車科の3科はいずれも1名である。

この40名の入学者のうち37名は大卒者で、このうち34名までは人文、社会科学系学部卒業生であり、工学部卒業生は3名（機械工学、航空工学、工業化学を専攻した者、各1名）であるにすぎない。平成元年より実施されている「法務教官採用試験」の科目が人文・社会科学系学部卒業生にとって有利となっていることについてはすでに触れているが、専門課程入学者の実態はそうした実状をよくあらわしているように思われる。それゆえに、新規に採用され、少年院の教育の現場で職業能力開発を担当することになる者にとってはその分野の能力を習得し、向上することが緊要な課題となるのである。

2-5表 訓練科及び募集人員（平成6年度） 2-6表 専門課程の法務教官受講者

訓 練 科
鋳造科
機械科
構造物鉄工科
塑性加工科（旧板金科）
溶接科
電気科
電子科
自動車整備科
内焼機関科
建築科
配管科
木工科（旧木材加工科）
メカトロニクス科
情報処理科
塗装科
デザイン科

年 度 課 程 科	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年
	短 期 課 程			専 門 課 程		
電 気	2					
溶 接	1			4	10	6
板 金		1				
配 管		2	2			
建 築			2			
塗 装		1				
木材加工	1	1	1			
デザイン				4	1	
自 動 車					1	
計	4	5	5	8	12	6

ちなみに、平成6年度、6名の法務教官が在籍している専門課程溶接科のカリキュラムの内容を学生募集要項より摘記すれば次のとおりである。すなわち、

「最近の溶接技術は多岐をきわめ、あらゆる種類の製品に溶接が利用されており、生産能率向上や品質保証のため十分な知識と経験を持った溶接技術者・指導者の責任をもった管理や訓練のもとに溶接を行うことが一層必要になってきています。

本科はこのような溶接技術者や職業訓練指導員の養成を目的としているもので、溶接基礎理論の理解をもとにして応用能力を養い、生産技術の進歩に即応し得る管理技術や効率の高い教育訓練を行い得る指導員の養成を意図している」とされている。

しかし、実際のカリキュラムは2-7表に示したとおり、講義主体のカリキュラムが編成され、実験・実習科目に関する時間は多くない。人文・社会科学系学部を卒業し、少年院教育で職業能力開発を担当しようとする場合、さまざまな研修を利用し、資質の向上をはかる必要のあることを窺わせている。

おわりに

平成元年度より実施された「法務教官採用試験」は、法務教官の適性、専門性を高めることを目的に改正されており、少年院の教育にとっても、また法務教官にとっても教育的要素が尊重されることになっ

たといわれている。しかし、「矯正研修所」で行われる研修は幹部養成の研修として位置づけられたままで、改正の目的を採用後の研修に反映させることは今後の課題として残されている。われわれが訪問した施設の関係者の説明によれば、「法務教官採用試験」の科目が人文・社会科学を重視する内容で行われるようになって、技能・技術分野の人材の確保がむつかしくなったことを指摘していたが、それゆえに法務教官としての専門性を高めることを目的とした研修制度の確立、及びそれを補うための施設外研修の機会が大きな意味をもっているように思われるのである。

2-7表 溶接科カリキュラム

専 門 科 目	必 選 別	単 位 数			週 時
		構	演	実	
接 合 工 学	必	2			2
溶 接 施 工 学	必	2			2
熱 加 工 学	必	2			2
特殊材料の溶接	必	2			2
試 験 と 検 査	必	2			2
機 械 工 作	必	2			2
材 料 力 学	必	2			2
工 業 材 料	必	2			2
電 気 工 学 概 論	必	2			2
安 全 工 学	必	2			2
接合基本実習*	必			1	4
接合応用実習*	必			1	4

専 門 科 目	必 選 別	単 位 数			週 時
		構	演	実	
教育訓練概論	必	2			2
教科教育法	必	2			2
職業訓練課程編成	必	2			2
教育心理学	必	2			2
ガイダンス理論	必	2			2
職業指導	必	2			2
職業訓練特論	必	2			2
実務実習	必			1	1W

注) 1. 指導員免許を受けた者(第1類)は、指導科目(右欄)を省略する。

2. 2級の技能検定に合格した者でその後3年以上の実務経験を有する者(第2類)

及びこれと同等以上の技能を有すると認められる者(第2類)は、専門科目中

*印の科目を除く。

参考文献

1. 平成6年度版 「青少年白書」 総務庁青少年対策本部 編
2. 全国の少年院 法務省矯正局
3. 矯正のしおり 法務省矯正局
4. 法務省のしおり 法務省(法務大臣官房秘書課広報連絡室)1994
5. TAKE OFF 少年院のしおり 法務省矯正局
6. 大学研究 第6号 筑波大学 大学研究センター
7. 多摩少年院パンフレット